

広島県教育委員会教育長告示第十九号

博物館の登録に関する規則施行細則の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十年十一月二十五日

広島県教育委員会

教育長 榎 田 好 一

博物館の登録に関する規則施行細則の一部を改正する告示

博物館の登録に関する規則施行細則（昭和五十五年広島県教育委員会教育長告示第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条の表第二号中「民法第三十四条の法人、若しくは」を「一般社団法人若しくは一般財団法人又は」に改める。

別記第二号様式中「法人」を「一般社団法人若しくは一般財団法人」に改め、「若しくは一般財団法人」を削る。

附 則

この教育委員会教育長告示は、平成二十年十二月一日から施行する。